

（第1面）

### 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月14日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東深芝 20 番地  
氏 名 花王株式会社 鹿島工場  
工場長 羽木 久憲  
電話番号 0299-93-8311

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	花王株式会社 鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東深芝20番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業
②事業の規模	42,587百万円
③従業員数	298名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油 → 外部委託処理 → 燃料化 廃油 → 外部委託処理 → 熱回収 廃酸 → 外部委託処理 → 焼却 廃アルカリ → 外部委託処理 → 熱回収 汚泥（有害）→ 外部委託処理 → 焼却 廃油（有害）→ 外部委託処理 → 熱回収 特定有害産業廃棄物（燃え殻）→ 外部委託処理 → 埋立 特定有害産業廃棄物（PCB汚染物）→ 外部委託処理 → 焼却 感染性廃棄物 → 外部委託処理 → 熱回収

（日本工業規格A列4番）



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り (別紙1)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和5年度) 実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り (別紙2)
	排出量	別紙の通り (別紙2)
	(これまでに実施した取組) ・生産計画の精度向上による不良在庫の廃棄量削減 ・工程内溶剤回収・再利用の検討	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り (別紙2)
	排出量	別紙の通り (別紙2)
	(今後実施する予定の取組) ・生産計画の精度向上による不良在庫の廃棄量削減活動の継続 ・工程内溶剤回収・再利用に向けた設備導入と実機検証	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類毎に分別し、関係法令に則り適正保管を行う。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記分別保管の継続

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定していない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組) ・特に予定していない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特に予定していない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り（別紙2）	
	全処理委託量		
	優良認定処理業者への処理委託量		
	再生利用業者への処理委託量		
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
(これまでに実施した取組) ・再生利用業者、熱回収業者への優先処理委託 ・新規委託先選定時における再生利用業者の優先選定 ・生産計画の精度向上による不良在庫の廃棄量削減			

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生利用業者、熱回収業者への優先処理委託の継続</li> <li>・新規委託先選定時における再生利用業者の優先選定の継続</li> <li>・生産計画の精度向上による不良在庫の廃棄量削減活動の継続</li> <li>・微量PCB汚染物の処理期限内での処理完了の推進</li> </ul>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	392.5 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子マニフェストへ加入済み</li> <li>・電子マニフェスト対応処理業者の選定・契約の継続</li> </ul>	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

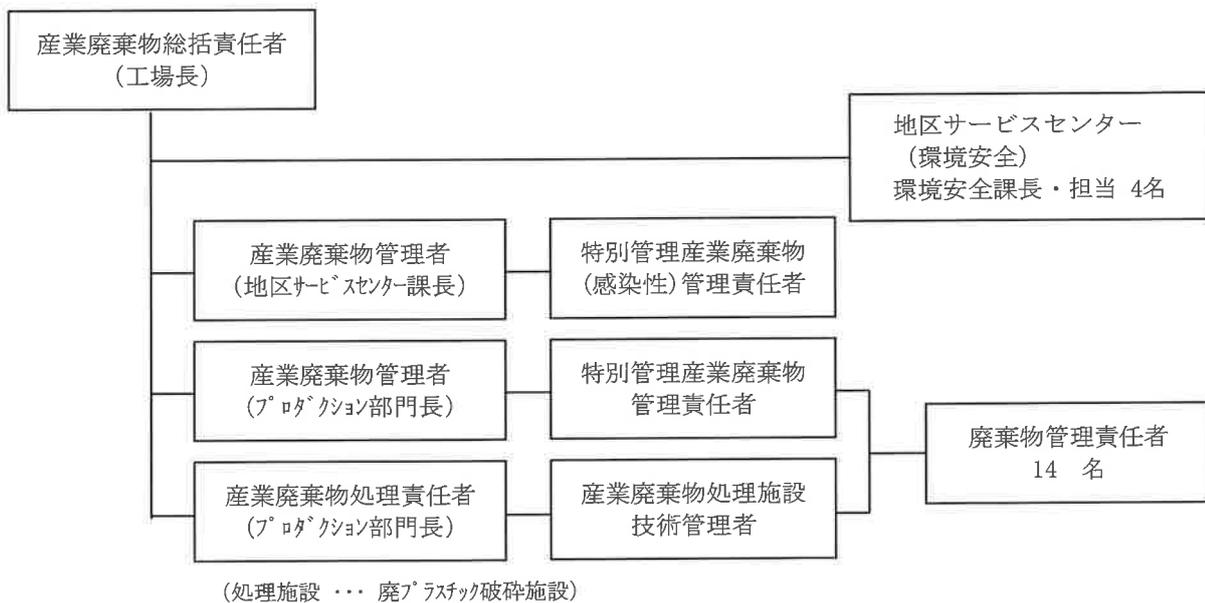
別紙 1

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理組織図)

総括責任者	鹿島工場 工場長	
廃棄物担当	組織名：地区サービスセンター（環境安全） 環境グループ担当 4名	
役割	廃棄物管理機構	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。
	廃棄物処理総括責任者（工場長）	○廃棄物処理等に関する業務を統括管理し、環境の保全及び美化に努める。 ○産業廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者、産業廃棄物管理者及び産業廃棄物処理施設技術管理者の任命
	産業廃棄物管理者及び廃棄物管理責任者	○廃棄物発生量の削減に努める。 ○廃棄物の再生利用を推進する。 ○廃棄物の分別回収に努める。 ○廃棄物の適正保管に努める。 ○廃棄物発生量の記録
	産業廃棄物処理責任者（プロダクション部門長）	○廃棄物処理総括責任者（工場長）を補佐し、廃棄物の処理が適正に行われるよう管理監督する。
	特別管理産業廃棄物管理責任者	○廃棄物処理総括責任者（工場長）を補佐し、特別管理産業廃棄物の処理が適正に行われるよう管理監督する。
	産業廃棄物処理施設技術管理者	○産業廃棄物処理施設の技術上の基準を維持管理する。

【 鹿島工場廃棄物管理機構 】



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## ① 現状 【前年度（令和5年度）実績】

【単位：t】

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物 (燃え殻)	廃アルカリ	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃PCB等PCB汚染物	感染性廃棄物
排出量	390	0.00	0	0	0.00	2	0	0.01

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

## ② 計画 【目標】

【単位：t】

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物 (燃え殻)	廃アルカリ	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃PCB等PCB汚染物	感染性廃棄物
排出量	386	0	0	0	0	2	0	0.01

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ① 現状 【前年度（令和5年度）実績】

【単位：t】

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物 (燃え殻)	廃アルカリ	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃PCB等PCB汚染物	感染性廃棄物
全処理委託量	390	0	0	0	0	2	0	0.01
優良認定処理業者 への処理委託量	377	0	0	0	0	2	0	0
再生利用業者への 処理委託量	375	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0
熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	15	0	0	0	0	2	0	0
	386.3574	0	0	0	0	2.2275	0	0.0099

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## ② 計画 【目標】

【単位：t】

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	特定有害産業廃棄物 (燃え殻)	廃アルカリ	汚泥（有害）	廃油（有害）	廃PCB等PCB汚染物	感染性廃棄物
全処理委託量	368	0	0	0	0	2	0	0.01
優良認定処理業者 への処理委託量	368	0	0	0	0	2	0	0
再生利用業者への 処理委託量	363	0	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者への 処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0
熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	5	0	0	0	0	2	0	0